

マスターの欠格事由

- (1) 破産者で復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者
- (2) 禁固刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 理事会による資格の取消し処分となった日から5年を経過しない者
- (4) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- (5) 申請の日以前5年以内に、不動産取引若しくは金融取引等に関して著しく不適當な行為をした者
- (6) その他、本協会の認定審査において不適當と認められた者

一般社団法人不動産証券化協会